

議第53号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 5 月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「退職手当等」の右に「，同一生計配偶者」を加える。

第17条の3中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第22条から第24条までを次のように改める。

(区域の編入等に係る市民税の特例)

第22条 市民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が本市の区域外にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に本市の区域内となったときは、市民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において本市の区域内に住所を有した者とみなす。

2 市民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が本市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に本市の区域外となったときは、市民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において本市の区域外に住所を有した者とみなす。

第23条及び第24条 削除

第27条の3第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第32条の5第2項ただし書中「第9条の4」を「第9条の24」に改め、同条第3項中「第9条の5」を「第9条の25」に改める。

第32条の6第2項中「第48条の9の9から第48条の9の11まで」を「第48条の9の10から第48条の9の12まで」に改める。

第32条の8の2第1項中「第48条の9の12第3項各号」を「第48条の9の13第3項各号」に改める。

第32条の8の4第2項中「第48条の9の13」を「第48条の9の14」に改める。

第35条第1項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第4号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「当該控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

第37条の4第3項中「第48条の9の9から第48条の9の11まで」を「第48条の9の10から第48条の9の12まで」に改める。

第44条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第28項から第30項までに規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第44条の2の次に次の2条を加える。

(震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第44条の3 法第349条の3の4に規定する取得又は改良が行われた償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、法第349条の3の4に定める額とする。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額)

第44条の4 法第352条の3に規定する取得され、又は改築された家屋に

対して課する固定資産税については、同条の規定により減額すべき額をその税額から減額する。

第46条の2中「第15条の3第2項の規定により法第352条第1項に規定する建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合の」を「第15条の3第3項又は第15条の3の2第4項若しくは第5項の規定による」に、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に改める。

第59条第3項本文中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の右に「とし、同項前段に規定する被災市街地復興推進地域（以下この条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の場合を除く。次項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第4項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の右に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第130条第4項前段中「第73条の2第10項及び第11項」を「第73条の2第11項及び第12項」に改め、同項後段中「同条第10項」を「同条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に改める。

第218条の次に次の1条を加える。

（震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額）

第218条の2 法第702条の4の2に規定する取得され、又は改築された家屋に対して課する都市計画税については、同条の規定により減額すべき額をその税額から減額する。

附則第7条第1項第1号中「附則第15条第2項第1号」の右に「及び第44項」を加え、同項第2号中「附則第15条第2項第2号、第3号及び第33項第2号」を「附則第15条第2項第2号及び第3号並びに第32項第2号」に改め、同項第3号中「及び第40項」を削り、同項第5号中「附則第15条第33項第1号、第36項及び第39項」を「附則第15条第32項第1号及び第37項」に改め、同項第6号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第8条第1項後段中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同条第2項中「第10項」の右に「、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項」を加える。

附則第16条の5に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当

該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることをその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が法附則第30条の2第2項に規定するものであるときは、同項に規定する申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条、第75条及び法第448条の規定を除く。）を適用する。

附則第17条の5の2第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の右に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第313条第13項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 法第313条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の6第4項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「〔非課税上場株式等管理契約〕という。〕」の右に「又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）」を、「規定する非課税口座内上場株式等」の右に「(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）」を加え、「同条第5項第1号」を「同法第37条の14第5項第1号」に改め、同条第2項中「〔非課税口座〕を〔、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の右に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあった」の右に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第19条の3の3第2項中「同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）」を「同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同項第4号に規定する継続管理勘定（以下この項において「継続管理勘定」という。）」に、「の払出しがあった未成年者口座」を「の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）」に、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第20条の見出し中「のうち資産割」を削り、同条中「のうち資産割」を削り、「事業所床面積」の右に「又は従業者給与総額」を加える。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第2号中「並びに第32項第2号」を「〔、第32項第2号並びに第45項〕」に改める。

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市

条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中附則第16条の5の改正規定の次に次のように加える。

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第22条から第24条まで及び第27条の3の改正規定並びに次条第1項の規定 平成30年1月1日
- (2) 第1条中第130条の改正規定 平成30年4月1日
- (3) 第1条中第16条、第17条の3、第35条並びに附則第19条の3の2及び第19条の3の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第1条中第32条の5の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第2条の規定 市規則で定める日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第22条及び第27条の3第1項の規定は、平成30年度分の個人の市民税から適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第16条、第17条の3、第35条第1項及び第2項並びに附則第19条の3の2及び第19条の3の3第2項の規定は、平成31年度分の個人の市民税から適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例第44条の規定は、平成30年度分の固定資産税から適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第44条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）に係る同条に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 改正後の条例第44条の4の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 改正後の条例第59条第3項及び第4項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）（以下「改正法」という。）附則第17条第9項に規定する旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得された改正法附則第17条第10項に規定する旧法附則第15条第39項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された改正法附則第17条第11項に規定する旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のもの

に限る。)の額について不足額があることをその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が改正法附則第18条第2項に規定する第三者にあるときは、納付の告知をする前に、当該第三者(同項に規定する当該第三者と特別の関係がある者を含む。)に対し、同項に規定するところにより、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができる。この場合において、当該申出の機会を与えられた者が当該申出をしたときは、当該者を改正後の条例附則第17条に規定する所有者とみなして、同条の軽自動車税に関する規定を適用する。

- 2 前項の規定による申出をした者は、当該申出を撤回することができない。
(都市計画税に関する規定の適用区分)

第5条 改正後の条例第218条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

- 2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された改正法附則第19条第3項に規定する旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の所得割の税率を改める等の必要があるので提案する。